

山口市高齢者生活支援短期宿泊サービス事業実施運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱による山口市高齢者生活支援短期宿泊サービス事業（以下「本事業」という。）は、養護老人ホーム等の空居室において、一時的に養護が必要となった高齢者に短期間の宿泊により、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ることにより、高齢者の在宅での生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の事業主体は、山口市とする。この場合において、本事業の運営のうち利用者及び事業内容の決定を除き、本事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(実施施設の指定対象)

第3条 本事業を社会福祉法人等に委託する場合の実施施設は、市内に整備される次の施設とする。

- (1) 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム。以下同じ。）
- (2) 特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム。以下同じ。）
- (3) 老人短期入所施設（老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設。以下同じ。）
- (4) 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム。以下同じ。）

(運営主体)

第4条 本事業の運営主体は、第2条の規定により本事業の実施を委託した社会福祉法人等（以下「受託法人等」という。）とする。この場合において、受託法人等は、前条に規定する施設において本事業を実施しなければならない。

- 2 受託法人等は、本事業を実施する施設が介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ。）第8条第26項に規定する介護老人福祉施設又は同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う短期入所施設である場合においては、当該施設を利用している介護保険被保険者に対し、支障のない範囲で本事業を実施しなければならない。
- 3 受託法人等は、本事業を運営するにあたり、保健・福祉・医療関係部局と連携を図り、関係団体等と連携・調整に努めなければならない。

(利用対象者)

第5条 本事業の利用対象者（以下「利用対象者」という。）は、おおむね65歳以上で介護保険（介護保険法第2条に定める介護保険。以下同じ。）サービス受給対象外の者及び介護保険の適用を受ける者のうち、要支援の者並びに要介護1又は2の認定者であって、緊急かつやむを得ない理由により、在宅において一時的に日常生活が営まれない状況にある者とする。

(利用の申請)

第6条 本事業を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、別に定める申請書により、市長に対し申し出なければならない。

(利用の決定、却下等)

第7条 市長は本事業の利用について、利用申請者から利用の申請があったときは、
山口市基幹型地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域
包括支援センターで、山口市が設置した統括機能をもつものをいう。）に設置する
包括ケア会議を活用し、当該申請による利用対象者について速やかにその利用の必
要性について検討し、利用の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、別に定める通知書によ
り当該利用申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の利用の可否の決定の際において、又は既に利用の決定をしてい
る者について、その者が流行性のある疾患等他の利用者に支障があると認められる
ときは、その者の利用を制限し、又は中止し、若しくは取り消すことができる。

(申請の代行)

第8条 第6条に規定する本事業の利用申請の手続きは、山口市の各地域包括支援セ
ンター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、各圏域
に設置されたものをいう。以下「包括支援センター」という。）の職員において代
行することができる。

(届出義務)

第9条 第7条第2項の規定により本事業の利用の決定の通知を受けた利用申請者は、
当該決定を受けた利用対象者（以下「利用者」という。）が本事業の利用期間中に
おいて、転居又は転出したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
い。

(報告)

第10条 受託法人等は、本事業の利用者について、健康面・生活面等の状況変化等
を包括支援センターに報告しなければならない。

(台帳整備)

第11条 市長は、第7条第1項の規定により、本事業の利用の可否を決定したとき
は、その利用状況等必要な事項について別に定める様式により整備するものとする。

(事業内容)

第12条 本事業の基本事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活管理指導（相談援助含む。）
- (2) 機能訓練（レクリエーション）
- (3) 健康状態の確認
- (4) 給食
- (5) 入浴
- (6) 送迎

(利用日数)

第13条 本事業の利用者1人当たりの1回の利用日数は、原則7日以内とし、年間
14日以内とする。

(委託料)

第14条 本事業を委託した場合の委託料の基準額及び委託料の請求方法については、
別に締結する委託契約書により約定するところによる。

(利用者負担)

第15条 利用者は、第12条のサービスの利用状況に相応して、利用者1人当たり

1日につき金900円と食事にかかる費用を負担するものとする。ただし、生活保護世帯に属する者は、食事にかかる費用のみ負担するものとする。

2 受託法人等の長は、前項に規定するサービスの利用状況に相応する実費相当額を利用者から徴収するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市高齢者生活支援宿泊サービス事業実施運営要綱（山口市制定）、小郡町生活支援宿泊サービス事業実施要綱（小郡町制定）、秋穂町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（秋穂町制定）、阿知須町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（阿知須町制定）又は徳地町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（徳地町制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 編入前の阿東町の区域に住所を有する者に対する手続きその他行為については、平成22年4月から適用し、平成21年度の手続きその他行為については、編入前の阿東町生活管理指導短期宿泊事業要綱の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。